2014年度　第2回　常務委員会議事録

日　時：平成26年8月8日（金）17：30〜18：00
場　所：酪農学園大　B4号館2階地学実験室
出席者：牧野泰彦・松森靖夫・馬場勝良・伊藤　孝・廣木義久
　　　・遠西昭寿・米澤正弘・岡本弥彦・濱田浩美・高橋　修
　　　・加藤尚裕

議　題
1．本年度の執行部体制について．
　2014・2015年度、地学教育学会の以下の役員が承認された。また、今後執行部の役員名を『地学教育』に掲載する旨が了承された。
　会長：牧野泰彦氏
　副会長：松森靖夫氏（山梨大）
　企画委員長：藤岡達也氏（滋賀大）
　　　　委員：名越利幸氏（岩手大）・廣木義久氏（大阪教育大）・
　　　　　　　林　慶一氏（甲南大）　必要により他2〜3名追加。
　常務委員長：加藤尚裕氏（淑徳大）
　編集委員長：伊藤　孝氏（茨城大）
　　副委員長：富田晃彦氏（和歌山大）、棟上俊二氏（福岡教育大）

2．平成27年度以降の大会について
これまでの開催地：
2003（平成15年）上越教育大（中部地区）
2004（平成16年）岡山理科大（中国地区）
2005(平成17年)　茨城大（関東地区）
2006(平成18年)　静岡大（中部地区）
2007(平成19年)　島根大（中国地区）
2008(平成20年)　東京学芸大（関東地区）
2009(平成21年)　三重大（中部地区）
2010(平成22年)　鹿児島大（九州地区）
2011(平成23年)　広島大（中国地区）
2012(平成24年)　岩手大（東北地区）
2013(平成25年)　大阪教育大（近畿地区）
2014(平成26年)　北海道理科教育センター（北海道地区）
2015(平成27年)　福岡教育大（九州地区）
2016(平成28年)　　未定
2017(平成29年)　　未定
2018(平成30年)　　未定

評議員の選出地区で大会の開催地候補を選定し、常務委員会へ報告し、大会開催地を決定していく方向で継続審議となった。

３．編集委員会規則の改正について

下記の下線部の変更が承認された。

編集委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
日本地学教育学会編集委員会規則	日本地学教育学会編集委員会規則
第１条　編集委員会は、本会の会則第９条第４項に基づき、学会誌「地学教育」およびその他の出版物の企画・編集を行う。	第１条　編集委員会は、本会の会則第９条第４項に基づき、学会誌「地学教育」およびその他の出版物の企画・編集を行う。
第２条　本委員会は、前項を達成するために以下の業務を行う。	第２条　本委員会は、前項を達成するために以下の業務を行う。
１）「地学教育」を原則として年４回の発行に向けての編集を行う。	１）「地学教育」を原則として年６回の発行に向けての編集を行う。
２）「地学教育」に掲載する論文・記事については、別に定める規則＜編集についての細則＞によって編集を行う。	２）「地学教育」に掲載する論文・記事については、別に定める規則＜編集についての細則＞によって編集を行う。
３）その他の出版物については、原則として「地学教育」に準じて編集する。	３）その他の出版物については、原則として「地学教育」に準じて編集する。
第３条　本委員会は、委員長１名、副委員長２名、若干名の編集委員で構成される。編集委員は、本学会が範囲とする研究分野から選ばれるものとする。研究分野として、地学教育、地質学、岩石鉱物学、天文学、気象学、地球物理学などが挙げられる。	第３条　本委員会は、委員長・副委員長各１名、若干名の編集委員で構成される。編集委員は、本学会が範囲とする研究分野から選ばれるものとする。研究分野として、地学教育、地質学、岩石鉱物学、天文学、気象学、地球物理学などが挙げられる。
第４条　委員長・副委員長と編集委員は、正会員から常務委員会の議を経て、　会長が委嘱	第４条　委員長・副委員長と編集委員は、正会員から常務委員会の議を経て、　会長が委嘱

する。委員長と副委員長は常務委員を兼ねる。委員長職（委員長と副委員長）の任期は、一期２年とし再任までとする（最長４年）。編集委員の任期は、一期２年とし再任までとする（最長４年）。 第５条　委員長は委員会を指揮し、編集業務を統括して編集の責任を負う。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。 第６条　各編集委員は編集業務に当たり、業務が滞らないように配慮する。 第７条　本規則の変更は、常務委員会の承認を得るものとする。 付則 本規則は、平成 24 年 8 月 26 日から施行する。 平成 26 年 8 月 8 日一部改正。	する。委員長と副委員長は常務委員を兼ねる。委員長職（委員長と副委員長）の任期は、一期２年とし再任までとする（最長４年）。編集委員の任期は、一期２年とし再任までとする（最長４年）。 第５条　委員長は委員会を指揮し、編集業務を統括して編集の責任を負う。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。 第６条　各編集委員は編集業務に当たり、業務が滞らないように配慮する。 第７条　本規則の変更は、常務委員会の承認を得るものとする。 付則 本規則は、平成 24 年 8 月 26 日から施行する。

＊次回　第３回常務委員会　10 月 27 日（月）開催